

下関北九州道路に係る環境影響評価方法書についての意見及び事業者見解

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
1	全般	<p>【要約書 3-2】 下関側・北九州側、それぞれに新たにできる(仮称)下関北九州道路と、既存の道路との接続について、例えば下関側では、県道福浦港金比羅線では、彦島方面から金比羅交差点に向けて、時間帯によっては結構な渋滞が発生している。 (仮称)下関北九州道路と既存道路がどこでどのように接続するか不明であるが、現在のような渋滞がどのような状況になると推定しているのか、お伺いしたい。</p>	<p>金比羅交差点等、周辺道路の現在の渋滞状況については、認識しているところです。 下関北九州道路を整備した後の周辺道路の交通状況については、関係機関で連携して別途検討しているところです。</p>
2	全般	<p>【要約書 3-4】 3.2.6 2) 休憩所の設置 休憩所の設置の計画はないとのことですが、今後増加するとみられるEV車に対応する急速充電器スタンドの設置についてはいかがか。</p>	<p>現時点では、本事業に関連してEV車に対応する急速充電器スタンドを設置する計画はありません。</p>
3	全般	<p>環境基準値の一部改正が、2021年10月7日に告示され、令和4年4月1日から施行されています。(仮称)下関北九州道路 環境影響評価方法書は、引用日が令和3年であるものの旧基準値が記載されています。施行されている基準値に訂正するとともに「環境影響評価準備書」「環境影響評価書」は『評価実施時の環境基準値を用いる』との注記が必要と考える。</p>	<p>方法書は、令和3年5月末現在で入手可能な最新の既存文献により取りまとめており、基準類は、その時点で施行されているものを記載しています。 今後の準備書では、これらの既存文献や基準類の情報を更新する予定です。</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
4	大気質	<p>(仮)下関北九州道路への接続される一般道路付近の渋滞や渋滞に伴う排気ガス問題が心配です。</p> <p>また、(仮)下関北九州道路を利用する大型トラック等が今までなら走行していなかった一般道路をどの程度利用するのか、その道路付近に通学路等無いのかなど接続道路だけでない交通量の増加やその影響等などが心配です。</p>	<p>大気質による自動車の走行による影響については、本事業により新設される道路に加え、当該道路と連結する道路の影響を踏まえて、予測評価を行います。</p>
5	大気質	<p>【要約書 8-4】</p> <p>大気質の予測について、本道路開通(供用)により新規に交通量が増加すると推定される地点を考慮・配慮した上で実施されたい。</p>	<p>大気質による自動車の走行による影響については、本事業により新設される道路に加え、当該道路と連結する道路の影響を踏まえて、予測評価を行います。</p>
6	大気質 騒音 振動 低周波音	<p>【8-4、8-6、8-8、8-11、8-12】</p> <p>「自動車の走行」に伴う影響の評価における「調査地域」とは、具体的にどの範囲であるか？</p> <p>本事業は、周遊ルートを形成することで、両市の人流・物流を拡大することを目的に掲げている(p.3-1)。また本事業の構造としては、盛土・切土・橋梁が想定されている。</p> <p>これらのことから、本事業に伴う環境影響としては、新設道路そのものを走行することによる影響に加え、事業実施後の周辺道路の交通流の変化に伴う騒音・振動等が、生活環境に影響を与えると想定される。</p> <p>事業実施に伴う環境への悪影響をあらかじめ把握するという環境影響評価の主旨を踏まえると、本事業の環境</p>	<p>自動車の走行による影響については、本事業により新設される道路に加え、当該道路と連結する道路の影響を踏まえて、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>調査地域は、当該道路及び当該道路と連結する道路における自動車の走行により発生する大気質、騒音、振動、低周波音に伴う影響の範囲内において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
		<p>影響評価においては、交通量の変化が周辺の交通ネットワークに及ぼす影響を想定したうえで、周辺道路の現況を調査し、予測・評価方法を検討することが好ましいと考える。</p>	
7	底質	<p>【4.1-43、8-15】 表 4.1-23 で、底質の暫定除去基準値が定められていない項目はどのように評価しているのか。 現在海域の底質調査が行われている地点は、洞海湾口部、新日鉄戸畑泊地、堺川泊地の 3 地点となっている(4.1-43)。8-15 頁に記載されている底質の調査では、調査地点の設定および測定結果の評価はどのように行うのか。</p>	<p>表 4.1-23 に整理した既存資料調査の結果は、含有試験方法による結果のため、比較が可能な「底質の暫定除去基準」との評価を行っており、その基準が定められていない項目は評価を行っておりません。 今後、底質に係る現地調査を行い、その調査結果は、「底質の暫定除去基準」、「ダイオキシン類に係る環境基準」、「水底土砂に係る判定基準」と比較し、評価します。また、調査地点については、実施区域の範囲内において、水底の掘削等が予定される箇所として、橋脚の設置が想定される位置の周辺に設定することを考えています。</p>
8	景観	<p>【4.1-122～152、8-21】 主要な眺望点が抽出されているが、これらのほとんどが俯瞰（見下ろす景観）の評価となるように見える。 水際から眺めた水面・船舶、背景にある山並み・市街地を望む景色が関門海峡の景観の特色のひとつとなっていることを考えると、福浦や浅野など橋梁が視認しやすい地点を視点場に加えることで、仰瞰景（見上げる景観）の評価ができると良いと考える。これは、生活景・周辺</p>	<p>景観については、主要な眺望点の他、関係機関に聞き取り調査を行った上で、身近な自然景観※の場を眺望点に加え、調査、予測評価を行います。 （※方法書 P8-21：地域の人々が日常的に利用している愛着のある場所や地域の人々に古くから親しまれてきた身の回りの身近な自然景観）</p>

番号	項目	意見・質問	事業者の見解
		<p>道路からのシークエンス景の評価にもつながると考える。</p> <p>加えて、海峡（海上）から、主要な山並み・市街地、工場・夜景等を眺める内部景観（下関北九州道路の内部景観でなく、海峡（船上）からの景観という意味）を評価できる視点を加えることができると、より望ましいと考える。</p>	
9	その他	<p>山口県及び北九州市に対して、提出期限（令和4年5月23日（月））までに寄せられた意見のうち、今回の「環境影響評価方法書」に反映すべきものはあるのでしょうか。</p>	<p>住民意見については、現段階では意見の概要をとりまとめ、送付する手続きとなります。</p> <p>今後、調査、予測、評価を行い、その結果をとりまとめる準備書の段階で、反映すべきものは反映してまいります。</p>
10	その他	<p>今後、説明・意見聴取等が行われる中で、要望等に応じて、柔軟に対応されたい。</p>	<p>今後、説明・意見聴取等が行われる中で、要望等に応じて、柔軟に対応します。</p>